

(別紙)

## 出来形確認申請書及び実績報告書に係る留意事項

### 1 出来形確認申請書及び実績報告書の提出

- (1) 林業労働者健康増進事業（振動病特殊健康診断費の助成）を実施しない事業体は、事業完了後令和3年1月8日までに実績報告書を提出してください。
- (2) 林業労働者健康増進事業（振動病特殊健康診断経費の助成）を他の事業（事業対象期間が12月末までのもの）と併せて実施する事業体は、他の事業については、令和3年1月8日までに出来形確認申請書を提出し、全ての事業が完了したら、報告書様式の全ての項目に数値を記入し、令和3年2月5日までに実績報告書を提出してください。

(助成対象期間)

当事業の助成対象期間は、業務細則第3条に記載されている以下の期間となりますので、日付のチェックをお願いします。

事業区分		助成対象期間
林業労働新規雇用条件整備事業	退職金共済事業掛け金の助成	5月1日～12月末日
林業労働者健康増進事業	蜂アレルギー検査費の助成	
	エピネフリン注射器購入費の助成	6月1日～翌年1月末日
	振動病特殊健康診断費の助成	

### 2 退職金共済制度掛金の出来形確認申請書・実績報告書の添付書類

- (1) 別記3共済証紙受払簿においては、前期繰越分の証紙も計上する様式となりますので、あらかじめ繰越枚数のご確認をお願いします。
- (2) 林退共の手帳については、事業開始日（5月1日）以降最初に貼付する証紙に印（日付等）の記入をしたうえで、助成対象期間内の勤務日数に応じて貼付した共済証紙のすべてのページのコピーを保管してください。また、林退共の手帳を更新する場合は、更新前の手帳の最終に貼付した証紙に最終日付を記入し、コピーを保管してください。

### 3 確認調査及び実績調査

事業実施途中もしくは実績報告提出後に、訪問による書類の確認を行うことがありますので、書類等整備をお願いいたします。

### 4 助成額の調整

- (1) 実績額が財団の予算を上回る場合、項目毎に助成額を定率調整しますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 特に退職金共済制度掛金の助成額については、計画承認の段階で、予算額を上回った場合、定率調整を行う場合があります。
- (3) 実績報告の助成額にも同様の調整を行い交付決定する場合があります。（変更手続きはありません。）